

## 中央競馬馬主社会福祉財団助成事業 申請マニュアル

令和 7 年 3 月

この申請マニュアルは、埼玉県内の社会福祉団体及び施設が、本助成事業を申請するにあたり、注意する箇所等を記載しています。

### ☆申請期間

令和 7 年 4 月 25 日 (金) まで

### ☆提出物

様式右上①及び様式右上②、下記「2. 添付書類及び注意事項」に記載の書類

### ☆提出方法・提出先

共同募金会に対して電子メール (e-mail) にて送付する。

#### 【提出先】

◎電子メール (e-mail) アドレス : [11@akaihane-saitama.or.jp](mailto:11@akaihane-saitama.or.jp)

件名には『中央競馬馬主社会福祉財団助成要望事業について』と記入

※中央競馬馬主社会福祉財団へ提出しないよう注意してください。

## 1. 中央競馬馬主社会福祉財団助成金要望書【右上①、②】の記入方法

〔右上①、②〕「中央競馬馬主社会福祉財団助成金要望書 (記入例)」に従ってご記入下さい。

特に、法人番号については、国税庁法人公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) を参照の上、記入ください。

その他、以下の点にご注意下さい。

〔注意事項〕

- ・事業費総額の欄には見積もり書に記載の総額を記入してください。その際、必ず消費税を含んだ額をご記入下さい。 (非課税の場合を除く)

## 2. 添付書類及び注意事項

申請書類とともに提出する書類は以下の点にご注意の上、スキャンされたデータを提供ください。

〔注意事項〕

### (1) 定款又は寄付行為

法人の最新の定款又は寄付行為を添付して下さい。

### (2)(3) 令和 6 年度事業報告書、収支計算書、財産目録、貸借対照表 (法人全体と申請事業所のもの)

申請書提出時点では、令和5年度のを添付してください。  
なお、令和6年度の貸借対照表及び財産目録は、令和7年7月4日(金)までにご提出ください。

#### (4)見積書(写)

見積金額の総額は消費税等の諸税を含むものとします。

見積書についてのその他の注意事項は以下のとおりです。

- ・車両本体価格は必ず記載すること。
- ・車両に掲示する看板(当財団の名称「(公財)中央競馬馬主社会福祉財団助成」・ロゴマークのプリント)代は必ず計上すること。
- ・提案書・特に記載のない商談メモ、購入メモは見積書ではありませんのでご注意ください。

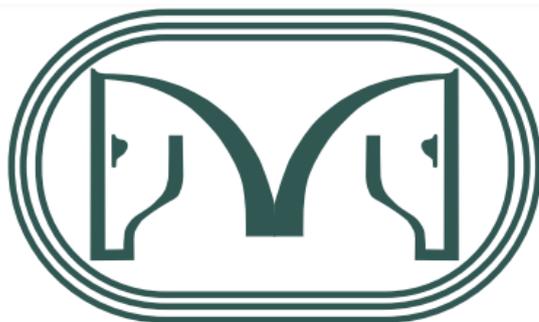
- ・**対象外経費**

メンテナンス費用(メンテプロパック・メンテサポート・延長保証プランなど)、道路サービス関連費用(JAF等)、任意保険料

※車両への標識掲示について

両側面と後部に可能な限り大きく表示する。

「(公財)中央競馬馬主社会福祉財団助成」



元データ

<https://www.jra-umanushi-hukushi.or.jp/wp-content/uploads/2bc1887b554a9bc02737a1581efa55d4.pdf>

≪車両プリントの適切な例≫



側面



後部

(両側面に表示した財団名と財団ロゴマーク)

(5)カタログ

カタログは原則的に定価の記載されたものとし、定価の記載のない場合は価格表、定価証明書等を添付します。

いずれの場合も、該当する箇所に助成要望車両の品番、定価（車両の場合は本体価格）をカラーマーカーでマークします。

(6)法人内の現有車両一覧表

法人で所有する全ての車両について記入してください。

(7)買い替え前の備品の現状写真

特に古くなっている部分分かる写真を提出ください。

(8)中央競馬馬主社会福祉財団の助成を受けた事業の実績（過去5年分）

〔様式2〕「本財団の助成を受けた事業の実績（過去5年分）」（記入例）にしたがってご記入下さい。また、以下の点にご注意下さい。

〔注意事項〕

- ①過去5年間に本財団の助成を受けた法人の施設の名称を他の都道府県にあるものを含めて新しい順に全て記入します。
- ②助成を受けた物件が廃棄、改修等をされている場合は物件名の後にその旨を括弧書きして下さい。  
〔例：(平成30年5月廃棄)、(平成30年1月拡張工事実施)〕
- ③過去5年間に本財団の助成を受けた実績がない場合も、法人名・本年度助成

施設名を記入し、空欄・斜線等を用いて必ず提出して下さい。

#### 4. 共同募金会における助成金事業推薦決定後について

- (1) 推薦が決定した団体に対しては、別途中央競馬馬主社会福祉財団に申請するための様式及び必要書類をご用意いただきます。
- (2) 助成金事業に推薦決定した NPO 法人は (1) の事務の際に所在する市町村社会福祉協議会の推薦状が必要になります。様式等は別途お知らせします。